

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成22年4月13日（火曜日）午前10時から午前11時45分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：保谷会長、横道委員、岡本委員、長谷川委員、横澤委員、十重田委員、河野委員 説明員：危機管理室長・危機管理室保谷特命主幹・杉山主査 事務局：総務部総務法規課 高根部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、林主任
議題	西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（審議）
会議資料	
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて審議する。事務局の説明を求める。</p> <p>○事務局： 第1次答申内容・第2次答申審議事項の説明・東京消防庁作成のDVDの視聴</p> <p>○会長： 本日配布された資料の説明を求める。</p> <p>○危機管理室： 配布資料の説明・危機管理室長のあいさつ</p> <p>○委員： 支援機関の中で民生委員についてはそれぞれの方がどのように保管される予定なのか。人数が多ければ情報流出のリスクが増えるはずだ。</p> <p>○委員： 地域の方は、民生委員が実態調査により75歳以上の高齢者の情報を持っていることは知っている。多い人では200人分の情報を持っている。情報の管理についても厳重な保管を心掛けているかと思う。</p> <p>○委員： 65歳以上の情報となると200人よりも多くの情報で、かつ、重大な内容の情報であ</p>	

るので、よほど徹底した管理が必要ではないか。市はどのような管理方法をさせるつもりか。

○説明員：

保管に関するマニュアルを作成し、周知する。マニュアルの作成に当たっては民生委員の方の意見を取り入れて作成していく。

○事務局：

民生委員同士の会合が定期的にあるので、その都度意識の徹底を図ることが可能である。また、民生委員は、東京都の非常勤特別職でもあり、社会福祉協力員という市の職員でもある。民生委員は、民生委員法に基づくものだけではなく、併せて非常勤特別職であることに伴う守秘義務も負っている。従来から高齢者や生活保護受給者の情報などを保管している実績がある。

○委員：

民生委員は75歳以上の情報は持っているが、65歳から75歳までの情報は持っていない。民生委員は、この年齢間の対象者についてどのように支援プランの作成をするのか。

○説明員：

家屋の状況、周辺の地理状況などの確認といった程度のものを考えている。

○委員：

民生委員にまで平時からこの名簿を持たせる必要があるのか。警察や消防が、火事の際にどんな方が住んでいるのかを把握するために平時から名簿を保管することは理解できるが、盗難のリスクを犯してまで普段利用しない名簿を民生委員に保管させる必要性があるのか。

○委員：

民生委員としても現在持っている情報以上の量の情報を保管するのは負担かと思う。

○事務局：

災害時において、優先的に救助すべき対象者をすぐに近所の方に確認してもらうために平時において保管してもらう。これが1つの大きな目的になる。また、平時において個別計画を作成していく上で民生委員が活用するという考えもあるのではないか。

○委員：

災害時に配布するというのではだめなのか。民生委員も今把握している人を助けるので精一杯なのではないか。

○委員：

事前に避難プランを作るといったメリットがデメリットを上回る要素が見えないといけな。個人情報保護の立場からは漏えいのリスクを上回る必要性を提示していただきたい。

○会長：

他の質問はあるか。

○委員：

名簿の利用の要領を読むと、使用日時を記入するなど、細かいことは定められているが、実効性に欠けている印象がある。閲覧や持ち出しは管理者の目の前で行うなど、不祥事に対する観点をもっと持つべきである。

○会長：

これはまだ案の段階であるから、示唆すべき点を示唆して、それを案に反映してもらおうということによいと思う。これ以上質問がなければ私から2点申し上げる。名簿の更新は1年に1回としているが十分か。名簿の正確性を期すためには提供組織からの要援護者情報の吸い上げも必要ではないか。そこを意見として述べておく。

○会長：

それでは、委員だけで審議をしたい。説明員は退席するように。

説明員退席

休憩

○会長：

外部提供先として民生委員を加えることには検討を要するが、援護する人を増やさなければならぬ。警察などの公共機関について人数は多いが全員がかかわれるわけではないから、民生委員は必要な人材である。

○員：

民生委員は、管理という点で疑問があるのであって、外部提供先として不適當というわけではない。

○委員：

各委員ではなくて、地区長に渡すという方法もあるのではないか。

○会長：

提供先をカテゴリーに分けることが必要ではないか。管理に不安があっても、地域に密着している所と、管理が十分な所という分け方ができるのではないか。

○委員：

近隣市もこのようなやり方だから西東京市も同様にということなのか。

○事務局：

地域によって65歳以上であったり75歳以上であったりと、要援護の対象者が変わる状況はあまり好ましくないと考えている。援護するためのツールを確保しておき、行政としては、漏れなく対象としたいと考えている。民生委員は、地域の住民の情報を一番持っている。要援護者の情報を渡して、それを使ってここまでやって欲しいという提案ができるのが望ましいと考えている。

○会長：

民生委員の信頼性は高い。それは活用すべきである。

○事務局：

外部提供先として民生委員がふさわしいという答申をいただければ、民生委員協議会と名簿の管理方法について定期協議会等の会議で協議してもらうことも可能と考える。

○会長：

答申としては、管理体制がしっかりしているところに提供するのは良いという内容になるのではないか。管理体制がしっかりしているということはどのようなことなのかということを審議会が示して、該当するところを実施機関に検討してもらう、ということになるだろう。

○委員：

民生委員は情報の提供先としては必要だと思うが、各民生委員が管理責任者というのが引っかけるところだ。答申では提供先を民生委員とし、管理責任者を地域包括支援センターとすることはいかがか。

○事務局：

諮問は個別の提供組織の名称は記載していないので、特定の団体を提供組織として良い悪いと表記するのは難しいと考える。

○会長：

今回は答申案を検討することとする。

○委員：

異議なし

○会長：

それでは本日の審議会は閉会とする。次回の日程は5月18日とする。